

温室効果ガス算定排出量の報告等に関する命令の一部を改正する命令案（概要）

1 改正の趣旨

- 平成20年第169回通常国会において、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第67号。以下「改正法」という。）が成立した。
- 本省令は、改正法の施行及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号。以下「令」という。）の一部改正に併せて、温室効果ガス算定排出量の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）の一部を改正し、特定排出者が行う報告事項、調整後温室効果ガス排出量の報告に係る規定、調整後排出係数の公表に係る規定等を定めるものである。

2 改正の内容

1. 排出量の報告に係る見直し

(1) 報告時期の見直し

温室効果ガス算定排出量の報告期限を7月末までに改める。

(2) 特定事業所排出者が行う報告事項

特定事業所排出者（特定排出者のうち特定輸送排出者以外の者）が行う報告事項を以下のとおりとする。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ② 特定事業所排出者において常時使用される従業員の数（5.5ガス（非エネルギー起源 CO₂、メタン、一酸化二窒素、PFC、HFC及び六ふっ化硫黄）の排出量報告が必要な者に限る。）
- ③ 特定事業所排出者において行われる事業
- ④ 温室効果ガス別の温室効果ガス算定排出量
 - ・ エネルギー起源 CO₂の温室効果ガス算定排出量（設置しているすべての事業所の前年度における原油換算エネルギー使用量の合計量が1500kl 以上である事業者・連鎖化事業者に限る。）
 - ・ 5.5ガスの温室効果ガス算定排出量（当該温室効果ガス算定排出量が3,000 (t-CO₂) 以上であって、常時使用する従業員の数が21人以上である者に限る。）

※連鎖化事業者の要件は、「2. フランチャイズチェーンの範囲に関する規定の創設」参照

(3) 特定事業所の報告事項

特定事業所の報告事項を以下のとおりとする。

- ① 特定事業所の名称及び所在地
- ② 特定事業所において行われる事業
- ③ 温室効果ガス別の温室効果ガス算定排出量
 - ・ エネルギー起源 CO₂の温室効果ガス算定排出量（前年度における原油換算エネルギー使用量が1500kl 以上となる事業所に限る。）
 - ・ 5.5ガスの温室効果ガス算定排出量（当該温室効果ガス算定排出量が3,000 (t-CO₂) 以上

の事業所に限る。)

※特定事業所は以下の要件を満たす事業所をいう。(現行制度の報告対象となる事業所の要件と同様)

- ・ エネルギー起源CO₂：前年度における原油換算エネルギー使用量が1500kl 以上となる事業所
- ・ 5.5ガス：年間の排出量が温室効果ガスの種類ごとに3,000t-CO₂以上の事業所

(4) 調整後温室効果ガス排出量の報告に関する規定の創設

これまでの温室効果ガス算定排出量に係る報告に加え、京都メカニズムクレジットの取得及び国の管理口座への移転等を反映した排出量である調整後温室効果ガス排出量に係る報告に関する規定を創設する。

(5) 調整後排出係数の公表に関する規定の創設

調整後温室効果ガス排出量の算定に用いるため、環境大臣及び経済産業大臣が、電気事業者(一般電気事業者及び特定規模電気事業者をいう。)から情報を収集し、調整後排出係数を公表する規定を設ける。

(6) 発電所・熱供給施設を設置している場合におけるエネルギー起源 CO₂の報告

特定事業所排出者が電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合におけるエネルギー起源 CO₂の報告(特定事業所に係るエネルギー起源 CO₂の報告については、特定事業所における主たる事業が電気事業又は熱供給事業である場合に限る。)に当たっては、配分前排出量(使用した燃料の量に係る CO₂量を合算した量)と配分後排出量(配分前排出量に他人から供給された電気・熱に係る CO₂量を加え、他人へ供給した電気・熱に係る CO₂量を除いた量)の双方を報告することとする。

(7) 廃棄物の焼却・廃棄物燃料の使用に係る CO₂排出量の報告

特定事業所排出者が、非エネルギー起源 CO₂を報告するに当たっては、次のそれぞれについて行うこととする。

- ① 廃棄物の焼却(廃棄物が燃料に代えて燃焼の用に供される場合に限る)・製品の製造の用途への使用、廃棄物燃料の使用に伴って発生する CO₂の量
- ② ①以外の非エネルギー起源 CO₂の排出を伴う事業活動に伴い排出された CO₂の量

(8) 2以上の事業を行う特定事業所排出者が行う報告

排出量報告の単位が事業所単位から事業者単位に見直されたことを受け、「主たる事業」の所管大臣への報告から、「特定事業所排出者に係る事業」の所管大臣への報告に見直すこととする。

(9) 算定方法及び係数に係る説明

特定事業所排出者は、温室効果ガス算定排出量の報告に併せて、以下の事項についても事業所管大臣に対して説明することとする。

- ① 政省令に定める係数又は算定方法と異なる係数又は算定方法を用いて排出量を算定した場合には当該係数又は算定方法
- ② 電気の使用に伴い排出された二酸化炭素の排出量の算定に用いた排出係数(電気事業者ごとの係数、実測等に基づき算出された係数又は代替値)

※ 2以上の事業を行う特定事業所排出者が行う説明については、排出量報告の単位が事業所単位から事業者単位に見直されたことを受け、「主たる事業」の所管大臣への説明から「特定事業所排出者に係る事業」の所管大臣への説明に見直すこととする。

2. フランチャイズチェーンの範囲に関する規定の創設

- (1) 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に以下の事項に関する定めがある者を「連鎖化事業者」とする。
 - ① 温室効果ガスの排出を伴う事業活動の状況の報告に関する事項
 - ② 空気調和設備、冷凍又は冷蔵機器、照明設備、加熱及び調理機器その他の温室効果ガスの排出を伴う設備の機種、性能又は設定温度等の指定に関する事項
- (2) 連鎖化事業者と加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は事業を行う者が定めた方針、行動規範若しくはマニュアルに(1)の①・②の定めがある場合であって、それらの定めを遵守するよう約款に定めがある場合には、約款にそれら定めがあるものとみなす。

3. 権利利益の保護請求に係る見直し

- (1) 調整後温室効果ガス排出量に係る権利利益の保護請求

温室効果ガス算定排出量の報告に係る権利利益保護請求の規定を、調整後温室効果ガス排出量の報告に係る場合にも適用することとし、報告時期の見直しに併せて、権利利益の保護請求時期を報告期限までに変更することとする。

- (2) 2以上の事業を行う特定事業所排出者が行う権利利益の保護請求

排出量報告の単位が事業所単位から事業者単位に見直されたことを受け、「主たる事業」の所管大臣への請求から、「特定事業所排出者が行う請求に係る事業」の所管大臣への請求に見直すこととする。

4. 権利利益保護請求を認容した場合の事業所管大臣の環境・経済産業大臣への通知方法

- (1) 排出量報告の単位が事業所単位から事業者単位に見直されたことを受け、権利利益の保護請求が認められた場合の処理手順を以下のとおりとする。

1) 特定排出者ごとの報告の場合

- ① 特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量を、特定事業所排出者に係る事業ごとに合計した量をもって通知
- ② ①の方法で通知することが困難な場合は、特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量を、温室効果ガスの種類ごとにそれぞれ合計した量をもって通知
- ③ ②の方法で通知することが困難な場合は、②の量を合計した量をもって通知
- ④ ③の方法で通知することが困難な場合は、②の量のうち、権利利益が害されるおそれがないものを合計

(参考)

特定事業所排出者	温室効果ガス算定排出量								合計量
	エネ起 CO2	非エネ CO2	メタン	N2O	HFC	PFC	SF6		
a 事業	原則	原則	原則	原則	原則	原則	原則	原則	①
b 事業	原則	原則	原則	原則	原則	原則	原則	原則	①
集計結果	②	②	②	②	②	②	②	②	③

※「原則」：権利利益の保護請求が認められない場合は公表する部分

2) 特定事業所ごとの報告の場合

- ① 特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量を特定事業所ごとに合計した量をもって通知
- ② ①の方法で通知することが困難な場合は、特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量を温室効果ガスの種類ごとにそれぞれ合計した量をもって通知
- ③ ②の方法で通知することが困難な場合は、②の量を合計した量をもって通知
- ④ ③の方法で通知することが困難な場合は、②の量のうち、権利利益が害されるおそれがないものを合計

(参考)

特定事業所排出者	温室効果ガス算定排出量							
	エネ起CO2	非エネCO2	メタン	N2O	HFC	PFC	SF6	合計量
a事業所	原則	原則	原則	原則	原則	原則	原則	①
b事業所	原則	原則	原則	原則	原則	原則	原則	①
集計結果	②	②	②	②	②	②	②	③

※「原則」：権利利益の保護請求が認められない場合は公表する部分

- (2) 調整後温室効果ガス排出量に係る権利利益保護請求を認容した場合の事業所管大臣の環境・経済産業大臣への通知方法については、上記1)及び2)の規定を準用する。
- (3) 事業所管大臣が、権利利益の保護請求を認めたときに行う環境大臣・経済産業大臣への通知に当たっては、特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量並びに1)①～④及び2)①～④により得られる合計量のうち、通知されることにより当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがないものの通知と併せて行う。

5. 特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の集計の方法

特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の集計の方法を以下のとおりとする。

- ①特定事業所排出者：企業その他の事業者（国及び地方公共団体を含む。）ごと及び業種ごとに集計
- ②特定事業所：都道府県ごとに集計

6. 主務大臣の権限委任規定

排出量報告の単位が事業所単位から事業者単位・フランチャイズチェーン単位に見直されたことを受け、所要の改正を行う。

7. その他

上記の見直しに伴う所要の改正を行う。

3 施行期日

平成21年4月1日